

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和 6 年 11 月 6 日 消 防 庁

救急業務の DX 推進に係る技術カタログの公募

消防庁では、消防本部における救急業務のDX推進を図ることを目的として、救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向けの技術カタログを作成することになりました。これに伴い、技術カタログに掲載するシステムの公募を実施しますのでお知らせします。

- 1 募集期間 令和6年11月6日(水)~ 令和6年12月6日(金)まで
- 2 募集について別紙1「公募要領」を参照してください。
- 3 応募方法について 別紙1~4を参照してください。



(連絡先)

消防庁救急企画室

担当:金子、日髙、田中、後藤、山口

電話:03-5253-7529

Mail: kyukyuanzen atmark soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

1. 背景·目的

消防庁では、救急業務のDX推進に向けた検討を行っており、今年度においては、検討の一環として救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログを作成する予定です。技術カタログに掲載するシステムの公募を行い、消防本部担当者向けに周知を行うことで、消防本部における救急業務のDX推進を図ることを目的としています。

2. 公募の対象

- (1) 対象者 救急業務に関するICT技術を提供している事業者
- (2) 公募を行う内容(①~④、⑦は必須項目、その他は任意項目)
 - ① システム名
 - ② システムの概要 (システムの説明)
 - ③ 訴求ポイント
 - ④ 導入効果
 - ⑤ 導入実績
 - ⑥ 費用の目安
 - ⑦ 問い合わせ先
 - ⑧ その他の事項については自由記載
- (3) 対象とするシステム 救急業務に関わるシステム (別紙3の①~⑬のいずれか又は複数の機能を有するもの)
- (4) 応募システムの必須条件 別紙3の①~⑬のいずれか又は複数の機能を有し、救急業務の効率化・円滑化に資するものであること。

3. 応募方法

- (1) 応募方法
 - 下記メールアドレス宛にデータを送付してください。

E-mail:kyukyuanzen@soumu.go.jp

- (2) 募集期間
 - 令和6年11月6日(水)~令和6年12月6日(金)
- (3) 応募書類の作成方法 別紙 2 「応募書類の作成要領」を参照し、作成してください。

4. 応募された技術の公開・活用

- (1) 応募用紙については、消防庁で開催する検討会等の資料の一部として使用するとともに、救急業務のあり方に 関する検討会報告書及び消防庁ホームページにおいて救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カ タログとして公開いたします。
- (2) 本技術カタログの利用条件等については、別紙4の利用規約を参照ください。

5. 問い合わせ等

- (1) 技術カタログへの掲載可否の結果については応募者への通知等によりお知らせします。
- (2) 消防庁における審査の実施に伴い、応募用紙への記載内容について問合せを行うことがございます。また、確認の結果、記載内容について修正を求めることがございます。
- (3) 提出された応募書類等については、返還いたしませんのでご了承ください。

1. 応募書類の様式等

■ 応募用紙

2.作成要領

応募用紙

- 記載内容については日本語で明記してください。
- 複数のシステムを応募される場合は、システムごとにシートを記載してください。
- 冒頭にシステム名、フェーズ番号、機能を記載してください。フェーズ番号、機能については、別紙3の 救急活動フェーズごとで期待されるDX技術の機能をご確認いただき、該当する番号と機能を記載願い ます。なお、複数のフェーズや機能が該当する場合には、全て列挙してください(例: II ~ II / ④及び ⑦)。
- システムの概要(システムの説明)について記載してください。 ※図やURL、QRコード可
- システムの訴求ポイントについて記載してください。 ※図やURL、QRコード可
- 導入効果については、定性的効果だけではなく、できる限り定量的効果を記載してください。 ※図やURL、ORコード可
- 導入実績について記載してください。 ※図やURL、QRコード可 任意項目
- システムの導入費用(イニシャルコスト)と、運用・維持費用(ランニングコスト)の目安を記載して ください。 ※図やURL、QRコード可 任意項目
- 問い合わせ先として、事業者名、HPアドレス、担当部署、連絡先(電話番号/メールアドレス)を 記載してください。※問合せフォーム等の記載も可
- シート1枚(A4サイズ)に記載内容が納まるようにしてください。
- 作成要領等について不明点等がある場合には、適宜下記問い合わせ先に連絡し、調整してください。

3. その他

送付するデータが10MBを超える場合には、あらかじめ送付方法を事務局までご相談ください。

4. 事務局(お問い合わせ先)

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁救急企画室 担当:金子、日髙、田中、後藤、山口

TEL: (03) 5253 – 7529 E-mail:kyukyuanzen@soumu.go.jp

救急活動フェーズごとで期待されるDX技術の機能



救急業務の DX 推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ 利用規約

第1条 目的

救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログは、救急業務に活用できる最新技術を整理するとともに、消防本部の担当者が救急業務におけるDXを推進・導入する上での参考としていただくことを目的としている。本規約は、この目的を踏まえ、救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログの利用条件等を定めるものである。

第2条 定義

- (1) 「本カタログ」とは、救急業務の DX 推進に係る消防本部担当者向け技術カタログをいう。
- (2) 「技術情報」とは、本カタログに掲載されている、救急業務に係る DX 技術の一切の情報をいう。
- (3) 「情報掲載者」とは、本カタログに技術情報が掲載された者をいう。
- (4) 「掲載情報」とは、本カタログに掲載された技術情報をいう。
- (5) 「情報利用者」とは、掲載情報を利用する者又は利用することを検討している者をいう。
- (6) 「事務局」とは、本カタログの運営事務局である消防庁救急企画室をいう。
- (7) 「利用者」とは、掲載情報の利用、本カタログへの情報掲載及び本カタログの閲覧等その他一切の本カタログの利用をする者をいう。

第3条 掲載情報の基本的な位置付け

本カタログにおける掲載情報の基本的な位置付けは以下のとおりであり、利用者は以下の 事項を了承するものとする。

- (1) 掲載情報に関する証明、認証及びその適法性その他何ら技術上又は法令上の裏付けを伴うものではないこと。
- (2) 掲載情報の内容について、事務局が評価等を行っているものではないこと。また、 掲載情報に関連する問い合わせ、苦情及び紛争等への対応は、情報掲載者が行うも のであり、事務局は何らの責任も有しないこと。
- (3) 掲載情報の利用は、個々の活用場面や関連する条件等を踏まえて情報利用者の判断と責任において行われるものであり、当該技術の関連法令の要求に対する適合性及び情報利用者が想定した効果が得られることを事務局が保証するものではないこと。
- (4) 掲載情報に関する特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

第4条 技術情報の掲載について

- 1. 本カタログに掲載する内容については、事務局において、期間を定めた上で公募を実施し、期間中において応募があった技術情報を掲載するものとする。
- 2. 事務局は、必要と認める場合には、応募があった技術情報の内容に係る正確性や最新性を確認するために、申請者に対して、必要な情報提供を求めることができる。また、技術情報の掲載後であっても、掲載内容の正確性や最新性を確認するために、申請者に対して、必要な情報提供を求めることができる。
- 3. 事務局は、技術情報に関し、正確性、安全性等に疑義があると認めた場合には、掲載情報の削除等のほか、申請内容の訂正等のその他必要な措置をとることができる。

第5条 技術情報の掲載方法

- 1. 事務局は、掲載情報を、消防庁のウェブサイト上に公開するとともに、令和6年度救急業務のあり方検討会報告書に掲載を行う。
- 2. 情報掲載者は、技術情報が掲載される場所や順番等の掲載方法について、事務局に対して異議を申し立てることができない。

第6条 掲載情報の変更

事務局は、以下の事由に該当する場合には、掲載情報の内容を変更することができる。

- (1) 情報掲載者から掲載情報の内容の変更の申立を受けたとき
- (2) 掲載情報に誤字・脱字等の軽微な不備があり、当該不備を修正する必要があるとき

第7条 本カタログの利用上の責任

- 1. 情報掲載者は、情報利用者に対し、掲載情報の正確性、最新性及び完全性(以下「掲載情報の正確性等」という。)並びに安全性、有効性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ及び権利侵害等(以下「掲載情報の安全性等」という。)について、法令上の責任を負う場合がある。
- 2. 情報掲載者は、掲載情報の内容に変更があった場合には速やかに事務局に内容変更の申立を行い、掲載情報の内容が常に正確なものとなるように努めなければならない。
- 3. 情報利用者は、事務局が掲載情報の正確性等、掲載情報の安全性等及び利用の適法性 を保証するものではないこと並びに掲載通りの効果を保証するものではないことを了 承の上、本カタログを利用するものとする。

第8条 情報掲載者の保証及び義務

- 1. 情報掲載者は、掲載情報について、事務局及び利用者に対し、以下の事項を保証するものとする。
 - (1) 虚偽が含まれていないこと

- (2) 実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると利用者を誤認させる表現が含まれていないこと
- (3) 第三者が権利を有する情報でその掲載を含む利用について当該権利者の許可を得ていないものが含まれていないこと
- (4) 法令に違反するもの、猥せつなもの、脅迫的なもの、名誉を毀損するもの、プライバシーを侵害するもの、第三者を誹謗中傷するもの、政治的主張を含むものその他の不適切な表現が含まれていないこと。
- (5) その他本カタログの目的に照らして不適切な内容が含まれていないこと
- 2. 情報掲載者は、掲載情報の正確性、安全性等に疑義が生じる事象が発生した場合については、事務局に対して速やかに当該事象を報告しなければならない。

第9条 情報利用者の義務

- 1. 情報利用者は、掲載情報を利用するに際し、以下の行為をしてはならない。
 - (1) 著作権、商標権、プライバシー権、氏名権、肖像権、名誉等の他社の権利を侵害する行為
 - (2) 第三者を誹謗中傷する行為
 - (3) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は故意若しくは過失により第三者に損害を与える行為
 - (4) 前各号のほか、前各号に準じる行為及び本カタログの目的に照らして不適切な行為
- 2. 情報利用者は、掲載情報の正確性、安全性等に疑義が生じる事象が発生した場合には、情報掲載者に対して速やかに当該事象を報告するよう努めるものとする。

第10条 掲載情報の一時停止及び削除

- 1. 事務局は、情報掲載者が本規約に反した場合、第4条第3項に定める場合又は掲載情報の正確性や安全性等に疑義が生じた場合等、本カタログの目的に照らして不適切であると事務局が認める場合若しくは掲載情報が本カタログの目的と無関係であると事務局が認める場合には、予告なく当該掲載情報の掲載を一時停止又は削除(以下「削除等」という。) することができる。
- 2. 事務局は、必要があると認めるときは、前項に基づく削除等の事実及びその理由を公表することができる。
- 3. 事務局は、第1項に基づいて掲載情報を削除等した場合、削除等した旨及びその理由 を情報掲載者に通知するものとする。
- 4. 事務局は、掲載が一時停止されている事由が解消された場合には、再度掲載することができる。

第11条 本規約の変更

- 1. 事務局は、必要に応じ、本規約の内容を変更することができる。
- 2. 本規約を変更する場合には、消防庁のウェブサイト内の適宜の場所に掲示するものとする。

第12条 反社会的勢力の排除等

- 1. 本カタログの利用者は、事務局に対し、本カタログの利用開始時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ、本カタログの利用中において該当しないことを保証するものとする。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団、同法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいうものとする。
- 2. 本カタログの利用者は、本カタログの利用に関連して自ら又は第三者を利用して以下 の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他の利用者及び事務局の信用を毀損し、又は 他の利用者及び事務局の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第13条 事務局の免責事項

- 1. 事務局は、掲載情報の正確性、安全性等について、いかなる保証も行わないものとする。
- 2. 事務局は、本カタログの提供に関連し又は起因して生じた利用者の損害について、事務局の故意又は重大な過失によるものである場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。
- 3. 事務局は、本カタログの全部又は一部の提供を、理由のいかんを問わず、いつでも終 了することができる。また、事務局は当該終了に関連しまたは起因して生じた利用者 の損害について、事務局の故意又は重大な過失によるものである場合を除き、いかな る責任も負わないものとする。

第14条 準拠法・裁判管轄

本規約の準拠法は日本法とする。本カタログに関連して生じた紛争については、東京地方 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2024年11月1日制定

システム名 ●●●●●

フェーズ番号/機能 (例: II / ⑦医療機関の空き情報把握・収容依頼)

- ・システムの概要(システムの説明)
- ・訴求ポイント
- •導入効果
- ※導入効果について、定性的効果だけではなく、できる限り定量的効果を 記載してください。
- •導入実績
- ・費用の目安
- ※応募用紙のPowerPoint版については、下記リンク先のページに掲載しております。 必要に応じてダウンロード願います。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-151.html

【問い合わせ先】 事業者名、HPアドレス、担当部署、連絡先(電話番号/メールアドレス)